議案第16号

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第2条中「605人」を「520人」に改める。

第3条第1号中「者」の次に「。ただし、団長が特に認める場合は、この限りでない。」を加え、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 年齢18歳以上の者

第4条第3号中「6箇月」を「6月」に改める。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害(水火災又は地震等の災害をいう。 以下同じ。) | に改める。

第12条を次のように改める。

(報酬)

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、次の表に定める年額報酬を支給する。

区分	報酬の額
団長	年額 102,000円
副団長	" 82,000円
分団長	" 70,000円
副分団長	" 52,000円
部長	" 42,500円
班長	』 39,500円
団員	" 36,500円
指導員	" 52,000円

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次の表に定める出動報酬を支給する。

出動報酬		
分類	区分	支給額
		(1日につき)
災害出動	災害	8,000円(出動
		が4時間に満たない
		場合は4,000円
		とし、2暦日にわた
		る出動の場合の初日
		の支給額も同様とす
		る。)
警戒出動	警戒	1,000円

	捜索	災害出動の例によ
		る。
訓練等	複数の分団が参	2,000円
	加する訓練等	
その他	災害出動のうち	1,000円
	誤報や非火災等	
	の事由によるも	
	0)	
	市長が特に必要	1,000円(出動
	と認めるもの	が1時間を超える場
		合は、災害出動の例
		による。)

第13条第1項を次のように改める。

団員が前条第3項に規定する職務に従事する場合は、1回につき200円の 費用弁償を支給する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。